

## 協議事項 4

## 「小野市デマンドバス」の廃止について

## 1 「デマンドバス」とは

小野市では、日曜日限定で、「らんらんバス」の小型バス車両を利用した「デマンドバス」のサービスを提供しています。

「デマンドバス」は、路線バスのようにあらかじめ決められた時刻やルートを運行するのではなく、利用者の要望に応じて、その都度、行き先や時刻を決めて運行します。「デマンドバス」の運行内容は下表のとおりです。

車両	小型バス 1台
利用人員	6~32人（座席数：18席）
運行日時	日曜日・8時00分~20時30分
運賃	大人：1回100円、小学生：1回50円、 小学生未満、障がい者：無料
出発地（1か所）	らんらんバスのバス停、市内の公共施設等
目的地（1か所）	
利用申込者	市内の方に限ります。

## 2 運行を終了する理由

- (1) 令和4年度以降、「デマンドバス」の稼働日数は年間3日程度で、運行日が日曜日のみであることから、次年度以降も利用回数、利用者数の大幅な利用増が見込めないため。（デマンドバスの稼働状況は下表のとおり。）
- (2) 定時定路線の路線バスとは異なり、バス運行日が不規則であることから、運行の都度、バスを運転する乗務員の確保が困難になってきたため。
- (3) 「らんらんタクシー」がドアツードアの移動手段として認知され、利用登録者数及び利用件数ともに増加傾向にあるため。

## 3 運行の終了時期

令和7年度末（令和8年3月31日）

実運行日は、令和8年3月29日（日）が最終運行日となります。

## ※「デマンドバス」の利用状況

	4年度	5年度	6年度	7年度
運行日数	2日	3日	3日	3日
実利用者数	14人	32人	35人	19人
運行費用	60,000円	90,000円	100,000円	90,000円
運賃収入	2,000円	6,000円	6,000円	3,800円
小野市補助金	58,000円	84,000円	94,000円	86,200円

※令和7年度は、9月末までの実績

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和7年12月10日の小野市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

「小野市デマンドバス」に関する事項

1. 協議が調っている路線・運行系統  
小野市デマンドバス（区域運行）
2. 協議が調っている運行計画・運行区間の変更・新設・廃止等  
「小野市デマンドバス」の廃止
3. 適用する期間または区間、その他の条件を付け足す場合にはその条件  
・令和8年4月1日より実施

令和7年12月10日

小野市地域公共交通会議  
会長 藤原博之